



福島医発第 3163 号 (地)
令和 7 年 3 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

うきは市子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等医療費に対する
公的助成の拡充について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、うきは市より、令和 7 年 4 月 1 日診療分より、標記医療費支給制度
を改正し、別紙のとおり公的助成の拡充を実施する旨、本会に対して通知があり
ました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(公印省略)

6う国年第978号

令和7年2月20日

公益社団法人 福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明 様

福岡県うきは市長 権藤 英樹
(市民生活課国保・年金係)

子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等医療費に対する
公的助成の拡充について

日頃より、当市医療費助成制度の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月1日より、うきは市の標記医療費支給制度の改正を予定しています。つきましては、別紙のとおり公的助成の拡充を実施することになりましたのでお知らせします。

よろしくお願いいたします。

〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

うきは市役所 市民生活課 国保・年金係

☎ 0943-75-4973

Fax 0943-75-3114

(別紙 1)

うきは市子ども医療費助成制度の一部改正について

I 改正時期

令和 7 年 4 月 1 日 (令和 7 年 4 月診療分から)

II 改正内容

- ① 医療費 (入院・通院) に係る助成対象者の拡大及び自己負担額の引き下げについて
小学生～高校生世代まで (18 歳に到達した年度の 3 月 31 日まで) 自己負担なし

※高校生世代までの受給者に医療証を発行し、入院・通院とも県内現物給付とします。

※従来どおり保険適用外の診療などは助成の対象外です。

《参考：うきは市子ども医療費支給制度》

令和 7 年 3 月 31 日まで

医療証の色	紫色	
区分	入院	通院
就学前	自己負担なし	
小学生	500 円/日 (月 7 日限度)	1, 200 円/月 (上限)
中学生	500 円/日 (月 7 日限度)	1, 600 円/月 (上限)
高校生世代	対象外	

令和 7 年 4 月 1 日から

医療証の色	黄色	
区分	入院	通院
就学前	自己負担なし	
小学生	自己負担なし	
中学生		
高校生世代		

III 医療証について

改正に伴い、全受給者へ「子ども医療証」を発行します。受診の際は必ず、「子ども医療証」を確認のうえ、ご対応をお願いします。

- ① 医療証の色 黄色
- ② 有効期間 未就学児：6 歳に到達した年度の 3 月 31 日まで
小学生～高校生世代：18 歳に到達した年度の 3 月 31 日まで
- ③ 通院、入院とも利用できる医療証です。

(別紙3)

うきは市重度障がい者医療費助成制度の一部改正について

I 改正時期

令和7年4月1日(令和7年4月診療分から)

II 改正内容

① 医療費(入院・通院)に係る自己負担額の引き下げについて

就学前(3歳以上)～高校生世代まで(18歳に到達した年度の3月31日まで) 自己負担なし

※高校生世代までの受給者に医療証を発行し、入院・通院とも県内現物給付とします。

※精神障がい者の高校生世代は精神病床への入院は令和7年3月末までは対象外となりますが、令和7年4月からは対象となります。

※従来どおり保険適用外の診療などは助成の対象外です。

《参考：うきは市重度障がい者医療費支給制度》

令和7年3月31日まで

区分	入院	通院
小学生以上 中学生まで (一般)	500円/日 (月7日限度)	500円/月 (上限)
小学生以上 中学生まで (低所得)	300円/日 (月7日限度)	
高校生世代以上 (一般)	500円/日 (月20日限度)	
高校生世代以上 (低所得)	300円/日 (月20日限度)	

令和7年4月1日から

区分	入院	通院
就学前(3歳以上) 小学生 中学生 高校生世代	自己負担なし	自己負担なし
上記以外 (一般)	500円/日 (月20日限度)	500円/月 (上限)
上記以外 (低所得)	300円/日 (月20日限度)	



※令和7年3月31日まで：精神障がい者(高校生世代以上)は精神病床への入院は対象外。

※令和7年4月1日から：精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外。

III 医療証について

改正に伴い、就学前(3歳以上)から高校生世代までの受給者へ「重度障がい者医療証」を発行します。受診の際は必ず、「重度障がい者医療証」を確認のうえ、ご対応をお願いします。

① 医療証の色 桃色

② 有効期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

③ 通院、入院とも利用できる医療証です。

(別紙2)

うきは市ひとり親家庭等医療費助成制度の一部改正について

I 改正時期

令和7年4月1日（令和7年4月診療分から）

II 改正内容

① 医療費（入院・通院）に係る自己負担額の引き下げについて

小学生～高校生世代まで（18歳に到達した年度の3月31日まで） 自己負担なし

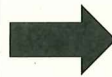
※高校生世代までの受給者に医療証を発行し、入院・通院とも県内現物給付とします。

※従来どおり保険適用外の診療などは助成の対象外です。

《参考：うきは市ひとり親家庭等医療費支給制度》

令和7年3月31日まで

医療証の色	オレンジ色	
区分	入院	通院
すべての受給者	500 円/日 (月 7 日限度)	800 円/月 (上限)



令和7年4月1日から

医療証の色	オレンジ色	
区分	入院	通院
小学生 中学生 高校生世代	自己負担なし	自己負担なし
上記以外	500 円/日 (月 7 日限度)	800 円/月 (上限)

III 医療証について

改正に伴い、小学生から高校生世代までの受給者へ「ひとり親家庭等医療証」を発行します。受診の際は必ず、「ひとり親家庭等医療証」を確認のうえ、ご対応をお願いします。

① 医療証の色 オレンジ色

② 有効期間 令和7年4月1日 ～令和7年 9月30日まで

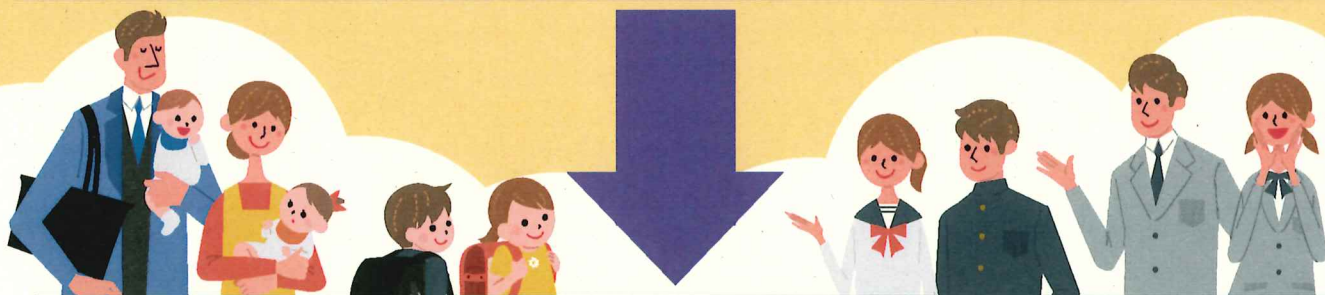
③ 通院、入院とも利用できる医療証です。

令和7年
4月～

うきは市 子どもの医療費 18歳まで無料

子ども医療(変更前)

	0歳～就学前	小学生	中学生	高校生	子ども医療証 は紫色
通院	無料	1,200円/月 (上限)	1,600円/月 (上限)	制度対象外	
入院	無料	500円/日 (月7日を限度)	500円/日 (月7日を限度)	制度対象外	



		0歳～就学前	小学生	中学生	高校生	子ども医療証 は黄色 になります
通院 入院	無料 重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の受給者も高校生世代まで無料					うきは市 子ども医療 医療証

入院時の食事代、保険適用外の診療などは助成の対象外です。また、学校での怪我などは、対象にならない場合があります。

- 18歳に到達した年度の3月31日までの方が対象です。学生でない方も含まれます。
- 医療証をお持ちでない方は申請が必要です。
(新しく対象となる高校生世代の方には、12月中旬から申請書を同封した案内を送付しています)
- 保護者がうきは市に住む方で、子どもが市外に住民登録をしている場合は、制度の対象になる可能性がありますので、下記までお問い合わせください。